

令和7年度白杵城跡VRコンテンツ制作等業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度白杵城跡VRコンテンツ制作等業務委託

2 業務の目的

白杵城跡及びその周辺遺構等について、これらが有する歴史的本質的価値をより分かりやすく、具体的に市民や観光客に体感してもらうため、市内の主な観光地及び本市ホームページ等にて配信できる、3D および VR 等の技術を駆使した映像媒体の作成を目的とする。

具体的には、史跡である白杵城跡において、現存しない江戸時代の建物や風景をデジタル技術等で再現し、スマートフォン等の情報端末で体感的に閲覧できる形態を整えることによって、現存する遺構に配慮した形での文化財活用の幅を広げ、市有財産の魅力度を向上させることで、市民満足度や観光客等の来訪者増加にも繋げていくものとする。

3 整備対象エリア

- ①白杵城跡本丸、西之丸(二之丸)エリア(丹生島部分)
 - ②三之丸、城下町エリア(一部)
- ※各位置図については別添のとおりとする。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日

5 業務内容

(1) 白杵城再現3DCGデータの制作

ア 白杵城跡城内の建築物および城下町も含めた周辺風景等について、3DCGデータで再現すること。なお、3DCGデータ制作にあたっては資料(絵図・写真等、報告書等)、既存遺構のデジタルアーカイブや学識経験者等の意見に基づき、3DCGデータ制作の精度や質を高めること。

イ 再現は次の箇所と内容を対象とし、その精度(緻密さや質感等)については、提案内容に含めること。

- ①近世稲葉氏期の白杵城全景(本丸、西之丸(二之丸)エリア)。
- ②天守および付櫓およびこれらの石垣(現在は失われている)について、資料を参考に再現したもの。
- ③白杵城東端(通称亀の首)付近から見た白杵湾周辺景観を再現し、白杵城が島城であったことを視覚的に伝えるもの。
- ④白杵城西之丸(二之丸)に所在する、井楼櫓跡から見た近世の三之丸、および城下町周辺の景観。

※なお、全ての再現を行う白杵城の建物配置や景観については近世稲葉氏が城主となって以降絵図資料が現存している時期の白杵城とする。

- ウ 3DCGデータ制作方法は受託者からの企画提案によるものとするが、契約締結後にも委託者と受託者との協議により、提案の制作方法を変更することがある。
- エ 受託者は、遺構復元に関して監修可能な学識経験者を推薦すること。
- オ 3DCGデータは、他の映像や VR コンテンツ等で活用できるように予め設計すること。

(2)3DCGデータを活用した映像の制作

- ア 前記(1)により制作した3DCGデータ等を活用し、市民や観光客向けに白柞城の沿革、その他構成や外観、並びに内部の意匠等を分かりやすくかつ興味深く鑑賞することができ、観光に寄与することを目的とした5分程度のPR動画を1点以上制作すること。
- イ 他のシステムとの連携の為の拡張性を考慮し、拡張のための仕様を変更できるものとする。
- ウ 言語については、少なくとも日本語及び英語で作成することとし、字幕は使用した言語の字幕を作成し必ず併記すること。日本語版を単に翻訳するのではなく、外国人が鑑賞しても白柞城の魅力が伝わる内容とすること。
- エ 制作する動画を効果的に情報発信できるよう、その手法について積極的に企画提案し、委託範囲に含まれる場合は遺漏なく実行すること。
- オ 解像度はフル HD(1920p×1080p)以上とすること。
- カ 動画は5分程度で制作すること。
- キ 受託者は、動画制作に際して、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを確認すること。また、制作された動画が、本市又はその許諾した者が使用することによっても、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証すること。制作した動画は受託者の責任において管理すること。

6 資格要件

業務責任者は過去に国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体と国指定史跡の3DCG データ制作及び VR の活用のためのプラットフォーム型サービスの提供実績を5つ以上有し、これらを全て誠実に履行したものであること。

7 貸与資料と使用制限

本業務の実施に当たり、委託者は受託者に本業務の実施に必要な画像・映像等を貸与するものとする。受託者は、資料の受け渡し時に借用書を提出するものとする。

(1) 貸与資料については以下のとおり。

- ① 対象遺跡の画像資料
- ② 対象遺跡に係る映像資料
- ③ 対象遺跡の説明文等のテキストデータ(ワード等)

(2) 本業務で活用される貸与資料は、本業務の関係者以外に情報が漏れることのないよう、取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外には使用しないこと。

(3) 貸与資料は、業務委託期間終了日までに委託者に返却するものとする。

8 実施にあたっての留意事項

(1) 業務を実施する前に、全体構成、業務実施内容、業務実施体制、スケジュール等をまとめ

た実施計画書を委託者に提出し、了解を得ること。

- (2) 業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。
- (3) 受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。なお、本業務終了後も同様とする。
- (4) 受託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

9 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を整えること。

10 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 業務開始時

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。経歴書には類似実績5件以上を記載することとする。なお、変更する場合は業務着手前に変更した書類を提出するものとする。

- ア) 業務実施計画書
- イ) 業務工程表
- ウ) 業務責任者届及び経歴書

(2) 業務完了時

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に掲げる報告書等を委託者に提出するものとする。

- ア) 業務実施報告書(業務内容、業務実施日、業務実施担当者名等を記載したもの)
- イ) 委託者が求める様式での業務完了届

(3) 成果品

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に掲げる成果品を委託者に提出するものとする。

- ア) 復元した建築施設や景観等の高精細3DCGデータを提出するものとする。なお、提出の際のデータ形式、提出方法については委託者との双方協議によるものとする。
- イ) 業務報告書(作業行程録及び打合せ記録を含んだもの)2部。

11 成果品に係る著作権等

(1) 成果品に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する著作権の権利のうち受託者に帰属するものは、成果品引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限について

- ア) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる行為をすることを許諾する。
 - ① 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
 - ② 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、管理、及び公表・周知等のために複製し、又は改変すること。

- ③ 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
- ④ 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
- イ) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。
- ウ) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合には、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 第三者の著作権等の侵害の防止等について
 - ア) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者はその損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
 - イ) 委託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

12 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。